

障害児における治療教育の歴史的意義

—三田谷治療教育院において三田谷啓が残した福祉・保育思想—

Historical significance of "Chiryō-kyōiku" for children with disabilities

: Welfare and childcare idea that Hiraku Sandaya has left Sandaya-chiryōkyōikuin

武藤 大司

Daiji Muto

目次

- I. はじめに
- II. 三田谷啓について
- III. 治療教育と療育
 - 1. 治療教育の定義
 - 2. 療育について
- IV. 三田谷啓における歴史的意義
 - 1. 光～糸賀一雄との対比～
 - 2. 母親の教育
 - 3. 子どもの相談～母と涙の二等分～
 - 4. 相談業務と経営
- V. おわりに

I. はじめに

三田谷啓（さんだや ひらく 1881-1962）は、わが国における治療教育において多大な功績を残している。三田谷は、医師として、研究者として、社会福祉実践者として、育児思想の啓蒙者として、その業績はあまりにも広く、また多岐にわたっている。

津曲裕次によると、業績の多さや多岐にわたっていることが、「細分化され、個有の学問を深めてきた現代の科学や学問の視点からは、かえって三田谷の実践を見にくくしている一因」¹⁾とされている。「この三田谷啓が、わずかに、知的障害問題史の領域を除けば、小児保健、母子衛生、児童研究、新教育運動など、本来彼が活躍し、その本領と考えていた諸領域ではほとんど取り上げられないという事実」²⁾があり、「現在、三田谷啓の業績が顧みられることが少ないのは、彼の分野を超えたフィールドの広さ、そして深さを理解できる人間が稀少」³⁾だと言うことができる。

本稿では、三田谷が残した思想が現在の三田谷治療教育院やわが国の障害児福祉・保育にどのように影響を与えているのかを文献研究を中心に、以下、考察していきたい。

II. 三田谷啓について

三田谷啓は、1881年兵庫県に生まれ、大阪府立高等医学校にて医学を学ぶ。その後、上京し、富士川游や呉秀三との出会いにより、しだいに治療教育学に傾倒していく。兵役の後1911年結婚し、新婚2ヶ月あまりでドイツ留学を行い、1913年には精神病理学者クレペリンの教室で、ドクトル・イセーリンのもとでビネー・シモンの智力（知力）検査の指導を受けた。

帰国後の1915年5月、東京市本郷区西片町十番地にあった日本児童学会の事務所内に、日本で最初の児童教養相談所が開設された。顧問は乙竹岩造、唐沢光徳、高島平三郎、倉橋惣三、富士川游らを迎え、三田谷は主任という立場であった。児童教養相談所は健康障害の有無にかかわらず、児童の教育や養護の方針、職業選択、その他実際的なことに関する相談に応じたが、相談料が高額であったため利用者は少なかった。

1916年あたりからは義務教育の普及に伴い、教育や医学から排除された知的障害児を対象とした治療教育学の適用や特殊教育の必要性、医学と教育の連携の必要性を主張した論文を次々に執筆した。

1918年、三田谷は大阪市役所職員として赴任した。1919年7月1日にはわが国最初の公立児童相談所である大阪市立児童相談所、9月15日にはわが国最初の大阪市立少年職業相談所など、三田谷が立案した児童保護施設が相次いで設立した。

三田谷は1923年7月3日、兵庫県武庫郡精道村の村役場の二階に阪神児童相談所を設立し、「児童相談の事項を健康増進と疾病予防、教育相談、職業相談等に関して成るだけ三者併せて行う」⁴⁾ことを目指していた。また、三田谷は児童相談事業を充実させるために日夜子どもの世話をを行うことができる教育治療院設置の必要性を説いた。

「教育治療院は児童を医学的及び教育的に取扱う機関である。すなわち異常の児童の状態にある子どもを身体的および精神的に治療するところである。具体的に言うと教育治療院は学校と病院と寄宿舎とを合併したような組織のものである。故にこの機関は医家と教育家との共同作業に他ならないのである」⁵⁾

1926年10月、三田谷が治療教育院創立趣旨を作成し、1927年1月28日、阪神児童相談所大阪出張所があった場所に三田谷治療教育院が開院した⁶⁾。

三田谷の事業に対する当時の社会的評価について、三田谷は次のように述べている⁷⁾。

「この施設のできたころ、時の世の人は世には道楽者もあるものだと彼を一種のもの好きと言いつらし、先輩や同僚は貧乏くじをひいたとて嘲笑した。知能発育の遅れているものや身体の弱い子を世話をして大したことはできない。それより優秀児の教育の方が、社

会の役に立つというのであった。つまりののしりと、嘲りの裡に彼の事業は成功したのである」⁸⁾

三田谷は、これ以降、1962年に天寿を全うするまでの間、様々な逆境の中であって、治療教育という自己の進むべき道を信じて日々邁進し、自ら「天職」と感じて数々の実践を成し遂げ、実績を残してきたのである⁹⁾。

Ⅲ. 治療教育と療育

「療育」とは何を指すのであろうか。療育という言葉は比較的新しい言葉であり、療育に関する理論的基盤を確立したものとして、歴史的には治療教育学がある。

1. 治療教育の定義

① T・ヘラーの定義（1912年）

「治療教育学は、教育学と医学—ことに精神生活の病的状態を対象とする医学—との間の境界領域である。この意味でも、医学の領域に手をのぼすことが必要である。医学の分野に属する問題に対する理解ということは、治療教育者のすべてに前提となることである。なぜなら、そうでなければ医学と教育学との提携は不可能であるからである」¹⁰⁾

② H・アスペルガーの定義（1965年）

「治療教育学は、子どもの異常なパーソナリティに関して生物学に基本をおいた知識の上に構成されてはいるが、とくに、児童や青年に見られる知的障害や感覚的欠陥、神経的・精神的障害の治療に関して、教育的な方法を求める学問であると、われわれは言いたい。人間に関する知識から明らかにされた正しい人間の指導はきちとした方法で、障害されたパーソナリティに好ましい影響を与えることができよう—そのようにわれわれは確信している。

（中略）あたかも、内科から小児科が別れたように、その専門化が進むにつれて「母体となっていた学問」から別れて成り立った学問の領域があるが、治療教育学の発展はそれとも幾分異なって発展した。この際、むしろ、治療教育学の学説にとって源流となっている五つの学問を考えるとよい。それらは、二つの医学上の特殊な領域、すなわち精神医学と小児医学、それと心理学、社会学、教育学とである」¹¹⁾

③ 三田谷啓の定義（1932年）

「治療教育学は、治療教育を系統的に研究する学科であるが、その治療とはいかなる意義であるか。治療という語は病めるもの、欠陥あるもの、異常あるもの、障害を有するもの等に対して用いられるものである。すなわちかかる状態を軽快し、全癒させるのが治療の目的である。その異常の状態が先天性であろうと、後天性であろうとそんなことは一切問わないのである。

治療教育は普通教育の基礎に立ち、更に異常児に対する特殊方法を用いるものである。異常児は身神両方面に種々の欠陥を有することが常である。故に治療教育の目的を達せんには医学の知識が加わらなければならない。そこで自分は治療教育学の定義を左の如く言ってみたい。

治療教育とは、被教化能力を有する欠陥児童に対し教育的処置を行い、以って児童生活の改善を図るにあり。而して治療教育学はこれに関し系統的に研究する学問なり。

(中略) 治療教育は二つの語から成立している。すなわち治療と教育である。前者は医学、後者は教育である。普通教育では教育主にして医学副のごとき観があるが、治療教育では医学主にして教育副と見るべきである。もっとも公平に言えば、主とか副とか言うよりも医学と教育とが全然合一する必要がある。すなわち治療教育は教育が縦糸となり医学が横糸となって織り込まれてゆくべきはすのものである。治療教育学は一種の応用科学である。その基礎学科は医学、教育学、心理学等である」¹²⁾

「ここに治療教育と称するのは heilpädagogik の意味である。その定義は必ずしも確定しているわけではないが、大体に於いて次のように理解していいと思う。治療教育とは障害児童を最も適当な方法をもって取り扱い、その全生活の改善をはかることを目的とするものをいう。この事項を研究する学科を治療教育学と称するのである。勿論、治療教育学は応用学科であるから、基礎学科と補助学科の力を借りる必要がある。

基礎学科は生理学、衛生学、小児科学、精神病学、神経病学、児童心理学、教育学等で、補助学科は体操学、音楽、木工、機械、園芸、児童心理、動物心理、比較心理、人類学、統計学、神話、童謡などの諸科をあげるべきである」¹³⁾

④ 杉田直樹の定義 (1935 年)

「治療教育学とは、一般に現代の教育法に適合しないほどの智能や性格や神経作用・精神作用の上の異常的特徴を有している児童について、かかる病的傾向を発生せしめた原因を探求し、またその病的傾向の特質を仔細に観察し、これらの特殊の医学的知識を基礎となして、適当な医療を加えると共に教育的方法を用いつつ、徐々に自然発育の機会を利用して合理的にその病的傾向を治療すべき実際的方法を攻究することを主洋の目的とする学問である」¹⁴⁾

2. 療育について

著書や論文のタイトル名に「療育」を冠としている刊行物でさえ、療育についての概念定義がないまま書き進められているものがあり、療育という言葉の意味が曖昧なまま用いられていることが多い。障害児福祉等の著書や用語辞典の類では、「療育手帳」や「療育指導」等、法定用語の解説は多いものの、「療育」そのものの定義付けはあまり見かけられないのが現状である。それゆえ、療育機関や療育法といったもののイメージが先行し、「療育」が狭義でいうセラピー、つまり方法論としての療法的な意味合いとして定着して

しまう危険性すら感じられる。

療育という言葉は、1951年肢体不自由児の父といわれる高木憲次が造ったことば、つまり造語とされており、『療』は医療を『育』は養育または保育を意味し、医学的治療と教育その他の科学を動員して障害児の残存能力や可能性を開発しようという主張であった¹⁵⁾とされ、高木は療育の対象者を肢体不自由児に限定して定義付けられたといえる。その後、心身障害児に対する治療、訓練、指導、教育を統合する概念としても用いられるようになる。「元来、療育という言葉は、肢体不自由児の治療と教育を合体したものと使われてきたが、今日では知的障害の分野での治療教育、情緒障害の分野における治療的処遇などの機能も含めて療育と呼ばれている¹⁶⁾。

このように、肢体不自由児から心身障害児へと療育の概念が広がってきたことがわかるが、治療教育の流れからくる造語であることから考えても、私見では、療育については治療教育の略語と考えている。

IV. 三田谷啓における歴史的意義

1. 光～糸賀一雄との対比～

三田谷は1937年、「教育者よ起て、起って可憐な児童を闇より光に変換させよ」という言葉を残しているが、このことはあまり知られていない¹⁷⁾。

滋賀県近江学園の糸賀一雄が言った「この子らを世の光に」はあまりにも有名な言葉であり、糸賀は1968年この言葉を最後に亡くなっていったというのは事実ではあるが、文書として現存するものとしては、それ以前の1966年のものがある。さらに古い文書等は他にも存在する可能性はあるだろうが、そのあたりについては糸賀研究に道を譲りたい。

「私たちのねがいは、重症な障害をもったこの子たちも立派な生産者であるということ認めあえる社会をつくらうということです。『この子らに世の光を』あててやろうというあわれみの政策を求めているのではなく、この子らが自ら輝く素材そのものであるから、いよいよみがきをかけて輝かそうというものです。『この子らを世の光に』です¹⁸⁾

糸賀は、「この子らが光そのもの」であるとし、「いよいよみがきをかけて輝かそう」としたのに対して、三田谷は「教育者が闇から光に転換させ」ようとしている。双方ともに共通して言えることとしては、本質的には「障害等のある子たち自身が光」と考える発想は変わらず、約30年前に発した三田谷の言葉であることから考えて、何らかの形で三田谷の「光」に関する考え方に、糸賀が影響を受けて糸賀自身が提唱していたのではないかとする推論は立てておきたい。この推論を実証するには、今後の三田谷研究とともに、糸賀研究にも期待したい。

また三田谷は、「よく用いられたる人生は永し」という言葉を愛し、三田谷治療教育院内に石碑も建てられている。「よく用いられたる人生は永しと言う。まことにその通りで

す。かの楠正成は僅かに二十二歳で倒れた。全く青二才です。しかしよく用いられたる人生であったから六百年後の今日に至るも楠正成父子の忠義の精神が国民の心の中に刻み込まれたでしょう。よく用いられたる人生ならば二十二、三歳で終わってもこれほど永く生きられる。キリストは三十三歳の生涯です。その人生を終わってから今日まで何千年の間世界の光になっている。お釈迦さんもそうだ。よく用いられたる人生ではあった。そのよく用いられたる人生を送る国民にするのが子供を善くする所以です¹⁹⁾

三田谷は、人生が終わってからも世界の光になる程、よく用いられたる人生を送る国民にすべく、子どもを善くしようとした。

では、三田谷にとって、「光」とは何を示すものだったのであろうか。

「愛と光」第1号の中で、「光る世界。輝く世界、これわが生きんとして求むる国土ならずや。光滅すればこれ闇、闇に生きる人生は罪多し。温さは光に伴い、冷たさは闇に添う。光は万物を活かし闇は万物を殺す。愛と光！これは人を幸福にする要素である。(中略) 愛と光のない世界に罪があり、うらみがあり、嫉みがあり、苦みがあり、悩みがある。若き人々よ、我等は愛を求めんかな、我等は光りを求めんかな。かくて我等の生活を輝くものにしようではないか²⁰⁾

「愛と光」第2号の「明るい心」では、「我を明るくすれば我に接する人々が明るくなる。我を暗くして人を明るくすることができぬ。誰の心にも光は宿っている。雲が蔽うからその光が照らないのである。これは心の埃である。この埃を払うところが必要なのである。(中略) 日本人は各自が電燈のような明るい気分を以って相互に照らし合えば日本の国は世界で一番明るい国になるはずである²¹⁾

つまり、三田谷にとって、光とは、心の温かさを伴い、万物を活かすものとしている。

2. 母親の教育

三田谷は、「わが治療教育院は如何にして設立されたか」の中で、治療教育院の仕事を天職だと考え、「泣いて子どものために不幸を訴えて来る母親に対し涙の二分分をするのが私の授かった転職の職分である」と述べている²²⁾。また、治療教育院の仕事の主なものとして、①子どもの収容、②子どもの相談、③母親の教育、の3事業を挙げ、「この3事業は永年の経験より生み出した結論であって相互に不可欠のものである」としている²³⁾。

三田谷は、ある母親からもらった手紙を例に挙げ、母親への取り組みの重要性を以下説いている。

「2歳の男子、乱暴であったので2ヶ月ほど収容していた。家庭の都合で引き取ることになった。その時子どもの母は私に将来如何なる点を特に注意したらよいかと尋ねた。そこで私は子どもを無闇に叱っても無駄である、むしろあなたの行いをもって子どもの手本にすることがよいと論じた。

私のこの短い注意の言葉がその母親には心臓を打つほど強く響いたようで、その後私に

宛てた多くの手紙の中にそのことが書いてある。即ち、彼女は言う。『行いを以って子どもに手本を示せと言われた時に私は戦慄するのように感じました。思えば私は今まで子どもの母としてなすべきことをなさず、行うべからざることをあえてしていた。悪い母であった。これから母が母の本分を尽くしてこの度この子を良くします。私は毎朝四時に起き五時まで家事をして五時に子どもを起し二人で街道を掃除して四辻のところまで綺麗にし、それから家へ帰ります。こうして私は毎日子どもと一緒に修養してゆきます』²⁴⁾

上記の手紙でもわかるように、三田谷は母親への子育て教育を重視して行ってきた。このことは、対象児童への正しい支援を行うことで、母親への子育て支援も同時に行ってきたと言える。

当時の三田谷治療教育院では、子どもの生活に関して母親に相談をしている。この相談に預ける年齢は乳児から約20歳までで、①健康に関して、②教育に関して、③職業指導に関して、④結婚に関して、の4点であり、三田谷はわが国において、子どもの相談は非常に重要であるとした。その理由を「日本の母は愛に富んでいるが、往々盲目的の愛が子どもを悪くするから」と考えたのである²⁵⁾。三田谷は治療教育という分野において、本人アプローチとしての治療教育はもちろんのこと、環境調整としての母親教育をも行ってきた点で大きな功績を残している。それらは決して母親に対する子育て批判ではなく、盲目的の愛といった視点で母親を肯定的に見ている点である。専門職として介入するうえでは、母親を包容する力が必要であり、批判の眼ではラポール形成はできないことは言うまでもない。

三田谷は、「治療教育に就きて」に収められている「母の教育」の中でも、母親の教育を重んじた。ペスタロッチは「国民の教育は母の手によって行われるべきはずだ」と言ったと引用しつつ、「その大切な教育をつかさどる母の資格を考えることは非常に大切である。母が人類の創造者であることも事実だ。この母の教育を軽々しく考えてはならない。日本の母は教育において世界中の母と比べて劣っているとは思えない。しかし愛は智によって聖化する必要がある。私はずっと以前から母の教育を広く行い、いろいろの方法を考えていた。そこでまず母の眼から教育する方法を実行している」²⁶⁾

三田谷は、わが国の母親の愛情を絶賛しつつ、教育の必要性を訴えている点でも注目に値する。

3. 子どもの相談～母と涙の二等分～

「彼はこの三田谷治療教育院の事業として母の相談部を設けた。これは児童教養研究所長のころから行っていたことで、日本の当時ではしごく大切なことであった。我が子の教育のことや、健康の問題、選職のことなどいずれも大切な問題のみであった。子に悩む母親が彼の相談所を訪ねて涙ながら我子にかかる悩みを訴えるのであった。遠近から彼の相談所を訪う人が増した。やんごとなき人の訪問もあった。彼はこの治療教育院の相談室を『涙の相談室』と名付けている。そして彼はこの室で涙の二等分をするのだと常に唱えて

いる」²⁷⁾

賀川豊彦は、1919年に「涙の二等分」という詩集を発表した。それは、「貰い子殺し」という、貧困や何かの理由があって育てられなくなった不義の子どもを5円とか10円でもらって来て飢え死にさせる商売があることを憂い、貰い子殺し容疑で検挙された産婆が連れていた乳飲み子をもらってきて育てようとしたが、結果的に賀川自身の腕の中で亡くなってしまったという悲しい体験から来た詩が残されている。賀川の詩集の発表が1919年であることや賀川と三田谷には交流があったこと等から見て、「涙の二等分」という言葉は、賀川豊彦からの影響を受けたことは間違いないと思われる。しかし、賀川は「涙の二等分」を亡くなった子どもと自分自身との「二等分」と表現したのに対して、三田谷は面接場面における母親と専門職とに置き換えて表現した点で異なっている。

つまり、三田谷は、それほど相談業務において、母親との面接を重んじたことがうかがえる。当時の子育てにおいては、現代以上に母親が主とされていたことから、「母と涙の二等分」とされているが、現代流に置き換えると、「両親（あるいは保護者）と涙の二等分」ということになるだろう。また三田谷のいう「涙の二等分」は、面接の場で真に涙を共に流すという意味ではなく、子育て等の悩みをあたかも二等分するかのよう、精神的・肉体的負担を専門職の観点から軽減させることを意味する。

三田谷は、子どもの相談では、「本人が相談者を余程信頼しなければ容易に打ち明けたりしない。私の前で頭を上げ得ず泣いている母が往々ある。子どものために日となく夜となく悩まされることを物語るときに思わず涙が出てきて、止まらないであろう。私がかかると悩める母の友となり相談相手となることを転職だと思っている。故にかかる薄幸の母と涙の二等分をすることができるのである」²⁸⁾

ケースワークの原則としてバイステックの7原則があるが、三田谷はその中にある「受容の原則」や「統制された情緒的関与の原則」を用いながら、「意図的な感情表出の原則」でもって母親の感情を引き出していたことがうかがえる²⁹⁾。しかしながら、ここで注意しておきたいことは、バイステックが『The Casework Relationship（邦題：ケースワークの原則）』を刊行したのは1957年のことであり、三田谷が1920年代以降に実践してきた後の理論であることを付記しておきたい。つまり、三田谷研究において興味深く感じるのは、現代の理論が当時すでに三田谷の手で実践されている点であり、三田谷が残した功績、特に理念的なものは決して古さを感じさせない点である。

さらに言うと、治療教育の効果として、「治療教育の効果については多言を要しない。即ち治療教育は障害児童の各個について最も適当な支援を行うからである。その支援の大意は、心身の障害をなるべく除去し、生活を向上し、その素質に適した作業をとらせるのである。このようにしてなるべく個人が最も得意とする業につかせることを努めるのである」³⁰⁾として、バイステックのいう「個別性の原則」に当てはまることをすでに提唱している点も興味深い。教育体制も戦前教育であり、ましてや障害児福祉などまだそれほど整

備されていない時代にあつて、障害児に対する個別的支援の必要性を主張することは画期的な発想であつたと思われる。

さて、三田谷治療教育院設立後、現在までの85年の歴史の中で、「母と涙の二等分」の理念を引き継ぎ、最も実践している1つとして、「治療教育室」という、相談業務を主業務として取り扱っている部署が挙げられる。治療教育室における平成22年度相談件数で言えば、地域療育等支援事業は約2,300件、障害児等療育支援事業は約1,300件、発達障害者支援センターは約1,600件、就労支援事業は約2,100件と、累計すると約7,300件の相談件数である。具体的には、ケースワークとしての家族支援、家庭療育等支援講座の実施、ペアレントトレーニング講座の実施等であつた。三田谷治療教育院内の他事業所でも、法人職員への理念周知をはじめ、親子療育、保護者との個別懇談のほか、保護者との日常的な連携も行っている。それらはいずれも「母と涙の二等分」という精神でもつて、現在に至つても、家族、特に母親と向き合つており、三田谷が残した精神は引き継がれている。

4. 相談業務と経営

「今日までの児童相談所の経営方法や発達の模様を見ると、おおよそどこでも同じような傾向を示していることを認めるので、第一は公立、私立共に相談を受けるものの数が少ないということである。そこで理事者はそれを従業員に責める。従業員は数を増すことに努力を強いられるから勢い宣伝を併せて行わなければならぬ。そこで事業と宣伝との二途を進まなければならぬ。宣伝の方法は筆と舌によらねばならぬがこれとて容易の仕事ではない。日中は事業に夜は宣伝という具合に奮励しても、それでも理事者の求むるいわゆる『数』なるものに達せない。実際統計上の数字を増すことにのみ腐心すれば、相談の質を失うことはやむなきことである。そこで従業員は理事者の言を容れて数を増せば、相談の質を失う、相談の質を上げんとすれば数足らずして理事者の希望に背くことを免れぬ。左せんか、右せんかと実際の従業員は進退維谷まるの位置に立ちて泣血の思を嘆くに至るのである」³¹⁾

三田谷が示したこの相談業務に関する経営の考え方には、現代に通じるものを感じさせられる。また経営陣との間で起こつたであろう摩擦も容易に推察できるだろう。相談業務の質を担保すれば数がこなせず、結果的に赤字経営にならざるを得ない。そうした現状から、相談業務以外に広報活動に力を注がなければならず、また相応の相談料もやむを得なくなる。上記引用文やそれ以降に続けられている強い語気や文調からも、相談業務の質にこだわり続けた三田谷の強い姿勢と強固な意思が感じられる。

V. おわりに

障害児における治療教育の歴史的意義について、三田谷啓が残した文献をもとに、①光、②母親の教育、③子どもの相談～母と涙の二等分～、④相談業務と経営、という4つの観

点から、三田谷が残した福祉・保育思想を考察してみたが、まとめに代えて、以下、三田谷治療教育院の法人理念を挙げておきたい。

法人理念には、「この法人に属する全ての事業は障がいのある人に『治療教育』をもってあたる」とされている。三田谷治療教育院は、障害児（者）福祉施策やそれに伴う法改正、時代に合わせた施設種別の変更を経てもなお、「治療教育」を法人理念として掲げている。また三田谷治療教育院において、「治療教育とは、人間を部分的にみるのではなく、全体としてとらえようとすることである。そのために情熱ある1人ひとりの職員は専門性を発揮して、その人に寄り添い、よく観察し、関係者のネットワークを計り、互いに一致協力しあうこと、チームワークがもっとも大切なこととする手法のことである。その目指すところは日頃の生活、くらしの向上に資するものでなければならない」とも記されている。

障害児（者）分野においては、社会福祉基礎構造改革以降、度重なる法改正等が見られ、施設種別はその度ごとに変化してきて、事業所はある意味憔悴しきっているようにも感じられる。ただ、そのような時代だからこそ、三田谷治療教育院のように、創設者である三田谷啓が提唱してきた治療教育といった確立された理念をしっかりと傳承し、時流に流されない法人としての風格を作り上げることが今こそ必要なのかもしれない。

謝辞

長期にわたり、貴重な資料を自由に閲覧のうえ提供してくださいました社会福祉法人三田谷治療教育院理事長長塚執様、また三田谷文庫閲覧室の予約調整、三田谷治療教育院や三田谷啓についての様々な意見交換等、理事長をはじめ職員の皆様方の細やかなご配慮や温かい心遣いに深く感謝申し上げます。

注

- 1) 津曲裕次「解説（三田谷啓と『育児雑誌』）」『育児雑誌別冊』大空社、1986年、p. 7
- 2) 同上、p. 8、原文では「精神薄弱」となっていたが、「知的障害」に表現を改めて引用した。
- 3) 川北典子『『治療教育』における児童の福祉と文化—三田谷啓の仕事—』『平安女学院大学研究年報第4号』2004年、p. 21
- 4) 三田谷啓「児童相談の現状と将来」『育児雑誌第6巻第5号』日本児童協会、1925年（一部現代語に翻訳）
- 5) 三田谷啓「教育治療院—児童保護機関の緊急事業としての—」『育児雑誌第5巻第12号』日本児童協会、1924年（一部現代語に翻訳）
- 6) 三田谷啓は、設置の必要性から実際の設立に至る経緯において、教育治療院から治療教育院という名称に変更しているが、その理由について現存する資料が見つからず、今後の研究としたい。
- 7) 三田谷啓は読みやすさ等の点から、自分自身を「彼」と3人称で表現している。
- 8) 三田谷啓『山路越えて』大空社、1987年、p. 28
- 9) 三田谷啓の経歴については、本人直筆の履歴書、自伝である三田谷啓『山路越えて』大空社、1987年

や駒松仁子『シリーズ 福祉に生きる 40 三田谷啓』大空社、2001年から引用した。

- 10) テオドール・ヘラー著、菅修・加藤次郎共訳『治療教育学の基礎』財団法人日本精神薄弱者愛護協会、1970年、p. 3
- 11) H・アスベルガー著、平井信義訳『治療教育学』黎明書房、1973年、pp. 12-13
原文では「人格」となっていたが、「パーソナリティ」に表現を改めて引用した。
- 12) 三田谷啓「治療教育学」『岩波講座教育科学第5冊』岩波書店、1933年（一部現代語に翻訳）
- 13) 三田谷啓「我国に何故治療教育事業興らざるか」『精神神経学雑誌第41巻第8号別刷』1937年（一部現代語に翻訳）
- 14) 杉田直樹『治療教育学』叢文閣、1935年、p. 7
- 15) 森上史朗・柏女霊峰編『保育用語辞典 第3版』ミネルヴァ書房、2004年、p. 295
- 16) 田中未来ほか編『改訂 子どもの教育と福祉の事典』建帛社、2000年、p. 332
- 17) 前掲13)
- 18) 糸賀一雄「この子らを世の光に」『手をつなぐ親たち』第128号、社会福祉法人全日本精神薄弱者育成会、1966年11月
- 19) 三田谷啓講演資料「子供を善くする為に」愛国婦人会山口県支部、1934年10月16日、山口婦人会館（一部現代語に翻訳）
- 20) 三田谷啓「愛と光」『愛と光』第1号、相愛社、1930年5月（一部現代語に翻訳）
- 21) 三田谷啓「愛と光」『愛と光』第2号、相愛社、1931年4月（一部現代語に翻訳）
- 22) 三田谷啓「治療教育に就きて」『日本学校衛生』第18巻第8号、1931年（一部現代語に翻訳）
- 23) 同上
- 24) 同上
- 25) 同上
- 26) 同上
- 27) 前掲8)
- 28) F・P・バイステック著、尾崎新・福田俊子・原田和幸訳『ケースワークの原則〔新訳版〕』誠信書房、1996年、pp. 51-74
- 29) 前掲22)
- 30) 前掲13)
- 31) 前掲4)

参考文献

- ・糸賀一雄『日本の思想』日本放送協会、1968年
- ・駒松仁子「三田谷啓の思想と活動：執筆論文を中心に」『小児保健研究』第61巻6号、日本小児保健協会、2002年、pp. 820-829
- ・駒松仁子・堺澄子『『母と涙の二等分』がモットーの三田谷啓』『さぼーと』第55巻9号、日本知的障害者福祉協会、2008年、pp. 46-51
- ・首藤美香子『近代的教育観への転換 啓蒙家三田谷啓と1920年代』勁草書房、2004年
- ・本保恭子「三田谷啓と治療教育学」『ノートルダム清心女子大学紀要 生活経営学・児童学・食品・栄養学編』第17巻1号、ノートルダム清心女子大学、1993年、pp. 117-122